

「治療内容報告書【総合医療保険(団体型)用】」による請求にあたって

「治療内容報告書」と「医療機関発行の領収証のコピー」をあわせてご提出いただくことで、当社所定の診断書による証明に代えて入院給付金・手術給付金を請求できる場合があります。

治療内容報告書

+

医療機関発行の領収証のコピー

1. 「治療内容報告書」による請求ができる条件をご確認ください。

○以下(1)～(3)をすべて満たす場合に「治療内容報告書」で請求いただけます。

(1) 入院・手術(注1)についての給付金請求である

(注1)一部お支払の対象外となる手術があります。
詳細は裏面の「3.お支払の対象外となる手術についてご確認ください。」をご参照ください。

(2) 入院期間・手術料の記載がある医療機関発行の領収証を持っている

(3) 「当社所定の診断書による請求となる場合」のチェック項目のいずれにもあてはまらない

当社所定の診断書による請求となる場合		チェック欄	一つでも該当する場合は当社所定の診断書が必要となります。
入院 について	以下ア・イの両方に該当する。 ア. 31日以上継続して入院をした。 イ. 給付金額が10万円超である。	<input type="checkbox"/>	
	請求時点で入院中である。	<input type="checkbox"/>	
手術 について	1回の入院中に手術を2回以上受けた。	<input type="checkbox"/>	
	先進医療または放射線治療を受けた。	<input type="checkbox"/>	
治療の時期 について	病気を原因として、加入から2年以内に入院・手術をした。 (注2)(注3)	<input type="checkbox"/>	

(注2) 加入とは責任開始日(増額責任開始日を含む)のことをいいます。

(注3) 不慮の事故を原因とした入院・手術は、加入から2年以内でも「治療内容報告書」でご請求いただくことが可能です。

上記(1)～(3)をすべて満たす場合は裏面をご確認ください。



2. 医療機関発行の領収証について、以下の記載があることをご確認ください。

【領収証（イメージ）】

- A** 傷病者の氏名
- B** 医療費の請求期間(入院期間)
請求期間の欄に医療費の請求期間(入院期間)の記載がある
- C** 手術料(点数または金額)
手術(点数または金額)の欄に手術料の記載がある
- D** 医療機関名

患者番号		氏名		請求期間			
1234567		日生 太郎 様		〇〇年 4月 1日～〇〇年 4月 7日			
診療料	入・外	領収証No.	費用区分	負担割合	本・家	区分	
保険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	放射線治療
	点	点	点	点	1280点	点	点
保険外	先進医療						
			〇〇〇〇病院 〒123-4567 〇〇県〇〇市△△1丁目2番3号 TEL 012-345-6789				

※労災保険や自賠責保険の対象となる場合等、健康保険の適用外となるため領収証に手術料（点数または金額）の記載がない場合は、当社所定の診断書での請求となります。

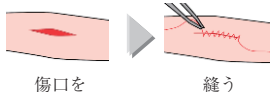
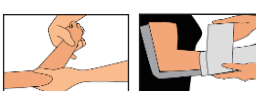
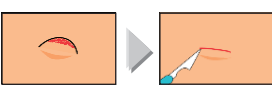
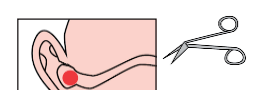
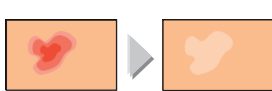
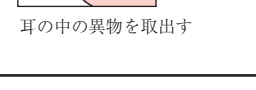
※受けられた手術によっては、「手術」欄に手術料（点数または金額）の記載がなく、「入院料等」欄に短期滞在手術基本料として記載される場合があります。その場合は、手術名の記載のある診療報酬明細書のコピーをご提出いただくか、当社所定の診断書での請求となります。

※領収証に健康保険証の記号・番号、保険者番号の記載がある場合は抹消（黒塗り）してください。

3. お支払の対象外となる手術についてご確認ください。

- 以下①～⑦の手術は手術給付金のお支払の対象外となります。
- 受けられた手術が以下①～⑦の手術にあてはまらないことをご確認ください。

＜正式な手術名がわからない場合＞
病院にお問合せいただくか、医療機関が発行する「手術同意書」または「診療明細書」でご確認ください。

	手術名	手術例	手術イメージ		手術名	手術例	手術イメージ
①	(そうしょうじょり) 創傷処理	切り傷等の傷口を縫いあわせた。		④	骨・軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術	(脱臼等の治療で)皮膚の上から手や器具を使って骨や関節のズレ等を元に戻した。(骨折等の治療で)メスを使わずに添え木やギブス等で固定した。	
②	(ひふせつかいじゅつ) 皮膚切開術	皮膚等にできた膿瘍(のうよう=うみ)を、皮膚切開して体外に出した。		⑤	外耳道異物除去術	耳や鼻の中から異物を専用の器具で取出した。	
③	デブリードマン	損傷(壊死等)した組織や傷口の異物等を除去してきれいにした。		⑥	鼻内異物摘出術	耳の中の異物を取出す	
				⑦	抜歯手術	虫歯や親知らずを抜いた。	